

事業法人通信

平成30年 8月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～平成30年度税制改正⑧～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は事業法人に係る租税特別措置法の改正(新設、拡充等)である。

(ポイント)

- 租税特別措置法の改正:新設
- 租税特別措置法の改正:拡充等

1.租税特別措置法の新設

租税特別措置法の改正により、以下の事項の新設がなされている。

項目	取扱い(適用期限等)
(1)情報流通円滑化設備の特別償却制度の新設	<ul style="list-style-type: none">・対象法人:青色申告書提出法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の地域特定電気通信設備供用事業の実施計画認定事業者・対象資産:認定に係る実施計画に記載された情報流通円滑化設備(※1)※1 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するもの・地域要件:東京圏(多極分散型国土形成促進法の東京圏)以外の地域内において事業の用に供した場合・対象期間:平成30年4月1日から平成32年3月31日・特別償却:取得価額の15%
(2)企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の新設	<ul style="list-style-type: none">・対象法人:青色申告書提出法人・対象資産:平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産(※2)の取得等をして、その保育事業の用に供した場合 割増償却率 :12%(建物等・構築物については15%)・割増償却期間:3年間※2 事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等(保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及び防犯設備)の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匠成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成30年度税制改正⑧～

2.租税特別措置法の拡充等

租税特別措置法につき、改正内容を拡充等したものは以下のとおりである。

項目	取扱い(適用期限等)
(1)耐震基準適合建物等の特別償却制度のうち技術基準適合施設に係る特別償却率の見直し	特別償却率(現行:20%)につき下記見直し、適用に係る報告期間は平成30年4月1日から平成32年3月31までの期間 ①港湾隣接地域(港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る)内において取得又は建設をした技術基準適合施設 22% ②上記①以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設 18%
(2)原子力発電施設解体準備金制度	関係法令の改正を前提に、準備金の積立期間が原則40年(現行:50年)
(3)優良住宅地の造成等の譲渡等に係る適用除外	都市再生特別措置法の改正を前提に、都市再生推進法人の業務に追加される低未利用土地の取得等の業務のために土地の先行取得を行う都市再生推進法人に対する土地等の譲渡について、法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外
(4)換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	都市再生特別措置法の改正を前提に、拡充後の土地区画整理事業における換地処分について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しない
(5)投資法人に係る課税の特例	関係法令の改正を前提に、投資法人に係る課税の特例における投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額は、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額
(6)経営改善設備の取得に関する特別償却・税額控除制度	特定中小企業者等が取得する経営改善設備に関する特別償却・税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備が対象となることを明確化

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(企業情報開示)

前号のコラムで金融庁のワーキンググループ(WG)は企業情報開示の包括的検討について述べた。WG報告案の①財務情報および記述情報(非財務情報)②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供③提供情報の信頼性・適時性の確保④その他(英文情報提供など)の4つの課題のうち、前号既説明の①、それ以外の説明を行う。②はコーポレートガバナンス・コード等対応含め、例えば政策保有株式の保有目的や効果の具体的・十分な説明の指摘。③は会計監査情報充実に向け企業が適正な監査の確保に向けて監査人との取組内容に加え、米英で開示要求のある監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価、監査人の継続監査期間などの開示。四半期開示のあり方だが、中長期の視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢等の理由で現時点では見直さないとされた。今後四半期開示自由度向上、財務・非財務情報開示状況や適時企業情報開示十分性、海外動向などを注視し検討することである。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。